

## 「特定個人情報保護評価書（案）」に対する意見募集について

北海道後期高齢者医療広域連合（以下「当広域連合」という）が策定する特定個人情報保護評価書は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言するものです。

この度、当広域連合では、「標準システム」のクラウド化に伴う見直し、公金受取口座を活用した公金給付業務に係る修正等の内容を反映するため、特定個人情報保護評価書の再評価を行い、特定個人情報保護評価書（案）を作成しました。

つきましては、住民の皆様からのご意見を募集いたしますので、以下の要領にて、ご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

### 1 ご意見を募集する案件

- 案件名 : 「特定個人情報保護評価書（案）」について
- 修正追加部分の概要 : 別添のとおり
- 募集期間 : 令和5年1月5日（木）～ 令和5年2月3日（金）

### 2 公表する資料の名称

特定個人情報保護評価書（案）

### 3 公表する資料の入手方法

- 北海道後期高齢者医療広域連合のホームページへの掲載  
(<https://iryokouiki-hokkaido.jp>)
- 以下の場所での閲覧及び配付
  - ・北海道後期高齢者医療広域連合事務局  
(札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階)
  - ・道内各市町村の後期高齢者医療制度担当窓口

### 4 ご意見の提出方法と提出先

- ご意見は、次の①～⑤のいずれかの方法によりご提出ください。
- 提出に当たっては、①から③の場合は、別添様式の「特定個人情報保護評価書（案）」に対する住民意見募集 意見用紙」をお使いいただくか、任意様式による場合は「特定個人情報保護評価書に対する意見」と表題に記載してください。
  - ④の場合は、電子メール本文に意見を記載してください。
  - ⑤の場合は、直接所定の様式に入力することができます。

(提出方法)

① 持 参

- ・北海道後期高齢者医療広域連合事務局  
(札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階)  
※土曜日、日曜日及び祝祭日を除く8:45~17:30まで
- ・道内各市町村の後期高齢者医療制度担当窓口

② 郵 送

〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階  
北海道後期高齢者医療広域連合事務局 総務班 企画財政担当 あて

③ ファクシミリ

北海道後期高齢者医療広域連合事務局  
011-210-5022

④ 電子メール

[kikaku@iryokouiki-hokkaido.jp](mailto:kikaku@iryokouiki-hokkaido.jp)

⑤ 広域連合ホームページ内、フォームメール

※上記、②から⑤については、住民意見の募集期間内であればいつでも提出できます。

## 5 意見募集結果の公表

提出いただいたご意見につきましては、後日、ご意見に対する考え方とともに「ご意見募集の結果」として公表いたします(2月中旬以降を予定)。

また、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

なお、意見募集結果の公表は、「3 公表する資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

## 6 その他(留意事項など)

- 意見提出は、日本語でお願いします。
- 住所または所在地(市町村名のみでも可)・氏名(団体の場合は団体の名称と代表者名)・年齢・電話番号を必ず明記してください。
- 口頭やお電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。
- 電子メールにつきましては、ウイルス感染を避けるため、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。提出の際は、件名に「特定個人情報保護評価書(案)に対する意見」と記載し、本文欄に上記の必要事項(住所など)とご意見をご記入の上、送付してください。
- ご意見に含まれる個人情報につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の規定に従って適正に管理します(いただいた個人情報は、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認、及び集計作業といった本件の住民意見募集に関する業務以外には利用しません)。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合事務局 総務班 企画財政担当  
電話 011-290-5601 ・ FAX 011-210-5022

【別添】

## 修正追加部分の概要

### ○ 主な再評価の内容

#### 1 「標準システム」のクラウド化に伴う見直し

- オンプレミスからクラウド化することによる記載の変更、セキュリティ要件並びに個人情報のリスク対策についての記載の追加

#### 2 番号法及び同法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条文ズレに伴う修正

- 番号法 第 19 条第 7 号から 8 号への条文ズレに対する修正ほか

#### 3 デジタル社会形成整備法第 51 条による個人情報保護法の改正に伴う見直し

- 本広域連合において規定していた情報漏えいに関する罰則が、上記法の改正に伴い国による罰則へ変更されることに伴う修正

#### 4 公金受取口座を活用した公金給付業務に係る修正

- 口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することとなるための修正